

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和3年3月25日

旭川市長 西 川 将 人

### 1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市学習支援ボランティア事業実施業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

ひとり親家庭の児童等に対し、学習支援ボランティアによる学習塾形式の学習支援を行う。

イ 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

ウ 発注部局及び問い合わせ先

旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎5階

旭川市子育て支援部子育て助成課

電話 0166-25-9107

### 2 契約の相手方の選定基準

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体

### 3 契約の相手方の決定方法

上記2により、旭川市母子福祉連合会から見積書を徴収し、その見積金額が予定価格内の場合、契約を締結する。